



2018. 10. 10

## 「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の公表について

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に則り、2018年2月に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働にかかる方針」を踏まえ、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を策定しましたので、公表します。

静岡銀行は、経済・社会の変化に伴うお客さまの新たなニーズにお応えするため、お客さまの安心・安全を確保しつつ、多様な電子決済等代行業者との連携および協働を通じて、オープン・イノベーションを推進します。

1. 公表日 10月10日（水）

### 2. 公表内容

- （1）基本的事項
- （2）事業内容
- （3）ガバナンス態勢および財務内容
- （4）法令等遵守態勢
- （5）利用者保護態勢
- （6）セキュリティ態勢
- （7）その他
- （8）連携および協働に関わる業務を行う部門の名称・連絡先

※「電子決済等代行業者に求められる事項の基準」は静岡銀行のホームページに掲載しています。

<https://www.shizuokabank.co.jp/policy/electronic.html>